

●凡例

本解説では、以下の語を用いている場合がある。

〔法令等〕

改正法	公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）
原始法	改正法による改正前の公益通報者保護法（平成16年法律第122号）
法／本法	改正法による改正後の公益通報者保護法
八号政令	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）
法定指針	公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号）
指針の解説	公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説（令和3年10月消費者庁）
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
一般社団・財団法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

〔用語〕

事業者内部	法第2条第1項柱書に定める「役務提供先等」をいう。
権限を有する行政機関	法第2条第1項柱書に定める「当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）をする権限を有する行政機関」をいう。
権限を有する行政機関等	権限を有する行政機関又は当該行政機関があらかじめ定めた者をいう。

その他の外部通報先	法第2条第1項柱書に定める「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けおそれがある者を含み、当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）」をいう。
内部公益通報／1号通報	法第3条第1号及び第6条第1号に定める役務提供先等への公益通報をいう。
2号通報	法第3条第2号及び第6条第2号に定める権限を有する行政機関等への公益通報をいう。
3号通報	法第3条第3号及び第6条第3号に定めるその他の外部通報先への公益通報をいう。
外部公益通報	2号通報及び3号通報をいう。
役員	法第2条第1項第4号に定める「役員」をいい、事業者内部への通報が内部公益通報となり得る者をいう。
公益通報対応業務	法第11条第1項に定める「公益通報対応業務」をいい、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
内部公益通報対応体制	法第11条第2項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいう。
公益通報対応義務等	法第11条第2項に定める、事業者が、公益通報を活用して国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとる義務をいう。